

鹿角市告示第 5 9 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成 1 1 年規則第 1 2 号）第 1 1 4 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

（１）契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：平成 3 0 年度 県広報紙及び県議会広報紙の仕分け業務 数量：1 2， 5 0 0 部（1 0 回）
（２）契約の相手方の氏名又は名称	特定非営利活動法人青垣 理事長 池田 良子
（３）契約を締結した日	平成 3 0 年 4 月 1 1 日
（４）契約金額	1 部につき 3， 7 1 円
（５）契約の相手方とした理由	国等による障害者施設からの物品等の調達の推進に関する法律第 4 条による。

平成 3 0 年 4 月 1 1 日

鹿角市長 児 玉 一

**平成３０年度 秋田県広報紙及び秋田県議会広報紙
の仕分け業務にかかる仕様書**

仕分け回数	① 秋田県広報紙 年間６回（５・７・９・１１・１・３月号） ② 秋田県議会広報紙 年間４回（５月・８月・１１月・２月予定） ＊②は印刷の都合により配付月が変更になる場合があります。
規 格	A４判
輸 送 部 数	１２，５００部
仕分け部数	毎月別途通知する
納 入 方 法	鹿角市役所広報配付棚へ自治会ごとに指示した部数を入れること。
仕分け方法	・毎月、秋田県情報公開センターから輸送される秋田県広報紙及び秋田県議会広報紙を自治会世帯数ごとに仕分けること。 ・自治会の世帯数は、毎月変動があるため、広報配付日の概ね５日前に発行される配付ラベルに記載された世帯数をもとにすること。 ・ラベルは、市民共動課共動推進班から直接受け取ること。 ・仕分けの方法は、原則としてクラフト紙等を使った全面梱包とすること。ただし、持ち運びの際に広報の束が崩れないようであれば、帯状にした紙で中央を縛ってもよい。なお、極度に薄い紙は簡単に破れるおそれがあるため、使用しないこと。
梱 包 封 筒	梱包に必要な封筒や包装紙、テープ等の費用は、契約金額に含めるものとする。
納 入 期 限	鹿角市が別途指定する広報配付日の前日とする。
専 任 者	仕分け業務に専任者を配置し、常時連絡が取れる体制をとらなければならない。
そ の 他	余りの部数は、梱包して政策企画課政策推進班へ届けること。